

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年9月29日（金）18:01～18:24
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 秋山 咲恵 株式会社サキヨーポレーション代表取締役社長
委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<アドバイザー>

光多 長温 公益財団法人都市化研究公室理事長

<提案者>

広瀬 栄 養父市長

<関係省庁>

金指 和彦 国土交通省自動車局旅客課長
坂井 英隆 国土交通省自動車局旅客課企画調整官

<事務局>

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 自家用有償運送に係る通知文（案）について
 - 3 閉会
-

○事務局 それでは、ワーキンググループのヒアリングを始めさせていただきたいと思います。

議題は「自家用有償運送に関する通知文（案）について」ということで、国土交通省の方々に御参加いただいております。

それでは、原座長代理、議事の進行をお願いいたします。

○原座長代理 御説明をお願いいたします。

○金指課長 国土交通省自動車局旅客課長の金指と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、お手元にお配りさせていただきました資料に沿って、通達について御説明させていただきます。

まず、1枚目は、国家戦略特区法の改正概要でございます。こちらの改正法は、昨年9月1日に施行されております。おさらいを込めまして、もう一度簡単に概略だけ御説明させていただきます。

今回の特区法の改正によりまして、自家用自動車の活用拡大ということで、従来の自家用有償運送では、主として地域住民の方々を移動、運送するものでしたけれども、今回は、訪日外国人を初めとする観光客を主たる運送対象とし、国家戦略特区の会議の手続を経て実現させていくものでございます。

おめくりいただきまして、この法改正の際に、どういう議論が国会でなされたか。本日は、この通達に関連するところだけ御説明させていただきますと、5番目でございます。今回の自家用有償の運送の仕組みは、従来の地域の住民の方々を運ぶ、よくお互い知っているだとか、行く場所についても馴染みがあるところとは異なり、外からお迎えする方々を運ぶものですから、きちんとしたドライバーの対応が必要ではないかということで、運転者に第二種免許の取得者を充てるなど、安全の確保に万全を期すること。そして、タクシー事業者に準じた対策を講じることが求められております。

最後のページになりますけれども、本日のテーマでございます通達は、基本的に、現行の自家用有償運送制度の中身と同じでございますけれども、一つ補足としましては、運転者の要件でございます。先ほど申し上げました国会の議論を踏まえまして、二種免許または大臣認定の講習を受けていただくということで考えております。そして、この講習につきましては、事業用自動車の運転者に準ずる内容を考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、講習時間としましては、タクシーのドライバーが初任の研修では6時間以上となっておりますので、6時間のプログラムで、かつ項目としましては、従来の自家用有償運送に加えて、新たに適性診断と接遇の項目を加える。これがタクシーに準じたものでございます。

適性診断とは何かと申しますと、実際にシミュレーターで、自分の運転のくせだとか危険の察知能力といったところが分かるものでございます。これを受けていただいて、安全な運転に生かしていただくということと、接遇については、外からお客様を迎えて運送するということですので、これも受けていただく必要があるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○原座長代理 それでは、御質問をお願いします。

○秋山委員 御説明ありがとうございました。

1点、明確に理解をしておきたいところが、内閣府の事務局のほうですけれども、この

資料は。

○村上審議官 それは我々だけです。

○秋山委員 そうですか。

現行、市町村が運営する有償運送等運転者講習というものがございまして、これが130分の講習となっております。事業主体の皆さんのお考えからすれば、実施をする内容は同じであるので、これと同等で十分なのではないかという御指摘をいただいております。

ただ、先ほどの御説明にありましたように、接遇の部分については、基本的な知識と技能を習得する必要があるだろうということは御理解いただいているのですけれども、それ以外の部分で8時間必要であるということについての理解が、今得られていない部分がございますので、そのあたりの御説明をいただきたいと思います。

○金指課長 御質問につきましてですけれども、国会の議論でどういう問題提起がされたかと申し上げますと、通常の自家用有償運送のときに、よく勝手の知っている人たちを勝手の知っているところに運ぶ部分と今回の部分は違うのではないかと。観光ということが主で来られる方なので、行く場所もそれぞれ、または相手も新しい人ということなので、基本はタクシーのドライバー並みに求めるべきではないかという議論まであったのですけれども、そこは準ずるものということで、先ほど申し上げました附帯決議がまとまったところです。

したがって、タクシーのほうで求めている6時間以上までは求めないのですけれども、最低限そこまではお願いをする。そして、項目についても同じ項目をお願いするという考え方でございます。

○八代委員 今のお話だと、地元の人は易しい道を通るのだけれども、観光客は危険な道を通るからというような御説明だと思うのですが、それは逆であって、観光客は当たり前の観光施設、お寺とか何かに行くけれども、地元の人のほうがむしろ自分の家に行くための狭い道を通る可能性もあるので、なぜ観光客のほうが危ないところに行く可能性があるか。外の人が、地元の人も行かないような危険なところに行くという論理がまず理解できないし、逆に言えば、そんな危険なところは断るというルールを作つておけばいい訳ですね。

だから、観光客を案内するときは、当たり前の観光ルートに限定するということを、例えば養父市とかそういうところで決めていただくことをすれば、むしろ地元の人がどこに行けと言うか分からないよりもより安全ではないかということについては、どうお考えでしょうか。

○金指課長 実際、どういう議論があったかと申しますと、例えば観光客の場合には、急にやはりこちらに行ってくれとか、あちらに行ってくれといったことがあるので、タクシーのプロ並みのレベルが必要だというような議論はございました。危険な場所というよりは、そういう急な指示が来たりとか、途中で変更があつたりとか、そういうことにもちゃんと対応できるようにしておくべきではないか。

○八代委員 それは地元の人も同じことで、むしろ地元の人のほうが勝手気ままに指示する可能性がないか。倍の時間を講習するのは、大体何を教えるのかというのも含めて、非常に根拠薄弱だと思います。

○阿曾沼委員 観光という観点から言えば、養父市の場合であれば、養父市の中で海外の方々に本当に見てもらいたいところ、体験してもらいたいことがおありになるのでしょうかから、その内容に沿ってルートをきちんと決めておくことによって、養父市の方たちも対応がより良くできると思います。急に来られても困るよりは、おもてなしをきちんと出来る観光商品やルートを作ることによって、地元と海外の人たちとの交流が深まると思います。そういう形でやれば、これだけの時間は必要ないのではないかと思います。

○八代委員 追加ですけれども、まさにタクシーではないのだから、全部、お客様の言うことを聞く必要はない訳なのです。だから、今言わされたように、養父市が考えている基本的な観光ルートだけ行きますよと。あとはコンビニなどがあればそこに立ち寄るぐらいで、観光客だから言うことに全て従わなければいけないということを逆に排除しておけば、ルールを作つておけば安全な訳ですね。そういうことは国会では議論されなかったと思うのですが、それは養父市のほうで作っていただければいい。安全な道だけで、しかもそこから外れたことは最初からお受けできませんという契約でやるということはどうでしょうか。

○本間委員 お答えはないですか。

○金指課長 まとめて。

○本間委員 時間が2倍以上というのは、2倍なのか2倍以上なのかということも含めて、あまり根拠のない数値であって、これは議論しても始まらないというところはあると思うのです。ただ、極力時間を節約する必要があると思うのですが、現行の講習と新設の講習の時間が、あまりにもかけ離れている。いずれも2倍以上になっている。もし、その根拠がおありましたら聞きたいということ。

それから、先ほどのお話では、運転適正を診断するためのテストはシミュレーションだというお話ですね。そのプログラムが100分になっているということですね。これも今までの議論の中で、これ自体はタクシーの運転手に適用されているものですね。そうすると、タクシーの基準に近づけたいというお気持ちは分かりますけれども、内容が違う訳で、タクシーの運転手になる訳では決してないということからして、養父市からの御要望としても、できれば削除ないしは妥協案として、シミュレーターだから変えられないという話ではなくて、これをもっと短縮したものにする、半分のものとする、あるいは上の内容を講習等々でカバーしきれない、シミュレーターですから性質が違うかもしれませんけれども、タクシー並みではなくて、趣旨に合った形でもっと簡略化していただかないと、130分が480分というのは、あまりにも過酷ではないかという気がします。

そのあたりはいかがでしょうか。

○金指課長 まず、タクシーのドライバーの場合は、二種免許を取得いただいた上で講修

を受けるというプロセスで、二種免許を取るためには、大体2か月ぐらいかかるぐらいなのです。なので、そこまでは求めていないというところです。

ただ、国会の議論で、タクシーに準じたレベルのスキル、ノウハウを身に付けていただく必要があるということで、我々としては、それならば二種免許とは言わないけれども、タクシーのドライバーが最初に受ける講習の最低限の部分は受けていただくことが適切ではないかと考えたところでございます。

ただ、今日皆様方から御意見をお伺いいたしましたし、養父市のほうでも実際にどういったところが御負担に感じておられるのかというところをもう少し聞いてみたいなというところもございます。

○原座長代理 タクシーの運転手に準ずるという議論がなされたことは理解しつつ、どこまで準ずる必要があるのかということかと思います。

接遇の部分については、一定程度やるということは理解ができるのですが、それ以外のところについて、本当にどこまでの必要性があるのか。

先ほど、八代委員が言われた問題についてはいかがですか。

○金指課長 この制度は、もちろん今具体化に向けて進んでいるのが養父市の取組ですから、養父市を念頭にというのはもちろんあるのですけれども、ただ、他にも続くものがございますので、例外的な部分をいっぱい作ってしまうのもどうかなというところもありまして、私たちの考えとしては、一般的に、広く同じように適用できるような仕組みを考えるべきかなとは思います。

○原座長代理 ただ、一般論として、そもそも観光客だからより高度な対応が必要になるということは、必ずしもそうではないのではないかということだと思いますので、今の点も含めてさらに御検討いただければと思います。

その前に、養父市のほうから何か今までの議論に関してコメントがございましたらいただければと思います。

○広瀬市長 ありがとうございます。

国土交通省に非常に努力していただいているのは、よく我々も理解しているところですが、今回、我々が計画しておりますのは、公共交通がない、そしてタクシーも走っていない空白地である。これはタクシーではないということです。安全確保のことが、今話題になっておりますが、安全確保は講習時間のみでできるのかどうかということになれば、私はそうではない。仕組みは、我々も行政もしっかりと関わってできると思っております。

比較してみると、現行の制度、市町村運営有償から見ますと、1、2、3では、それぞれ講習時間が1番では2.25倍、2番では2.7倍、3番では3.3倍になっているということあります。ここまで時間を増やすなければいけないものなのかどうか。今でも、我々は安全に運行していることは事実であります。これを市もやっておりますので、必要なのかどうかということ。

それから、料金についても、私が担当のほうから聞いておりますのは、これは実費の範

囲内であるというようなこと。営利を目的としていると認められない妥当な範囲内で料金を設定することが求められているような方針であると聞いておりますので、そういうことから言えば、我々はタクシーではないと判断しております。

安全をしっかりと確保するという意味で言うならば、我々は、講習時間のみにこだわる必要はないのではないかと考えておりますので、もう少しこの講習時間の短縮をお願いできたらと考えているところであります。

○原座長代理 あと、今の点。

どうぞ。

○秋山委員 今、広瀬市長がおっしゃったことに尽きると私も思うのですけれども、国会の議論に対してどういう対応を考えるかというところに関して言えば、衆議院と参議院のそれぞれで出てきた論点は、個別の独立した話ということではなくて、あくまでも自家用のタクシーではない、空白地帯にタクシーではないけれどもニーズのある足を作るという趣旨からすれば、むしろ利用者の例えれば外国人観光客の方に、タクシーではないということを間違ひなく認識していただくことのほうが重要で、そういう意味では、今努力義務で、ステッカーなのか何か分かりませんけれども、要するにタクシーではないよということ、だから料金も決して高くないですよ、運転しているのは一般の方ですよということを認識していただくことがまず大事で、そうであれば、例えは現行の130分の講習は義務付けるけれども、それプラスアルファは努力義務というような考え方もあるのではないか。

努力義務をどれぐらい上乗せするかというところは、例えば運営主体である事業主体、あるいは地方自治体の皆さんが現実の安全の問題に対応した形でしっかりと責任を持って対応していただくという形も、やり方としてはあるのではないかと思いますので、是非、そういう形も御検討いただければと思います。

○原座長代理 引き続き、そこは御検討いただいて、これはタイミングはどうしたらよろしいですか。いつまでに御検討いただくというのはあるのですか。

○秋山委員 11月には区域会議を是非開催させていただくように御準備いただきたいと思っているので、それに間に合う形でお願いできれば。

○村上審議官 1週間くらいで、少し方向性をいただけだと。

逆に、養父市のほうには法人手続とか、中身をさらに具体的に詰めていただくということで、11月には両大臣が認定できるような区域計画が作れるようにというイメージでございます。

○原座長代理 あとは、区域計画とNPOの設立のタイミングの問題は、事務局から。

○村上審議官 これは別途御相談でございますが、法人の実体的中身は固めていただこうと思っているのですけれども、どうしても法人の設立手続そのものは、場合によっては年を越えるとか春ということもあります。

手続的には、区域認定証を持っている方が申請していただいたら穴が開きますよということなのですけれども、中身が固まっている法人手続はまだという段階で、区域計画だけ

は認定できるようにしたいと思ってございますので、どの程度法人の中身の実態が固まつていれば区域計画で了とするかという部分の詳細でもし気になる点があれば、併せて早目に教えていただければ、逆にここまで養父市側でもう決めておいてくださいといったところを調整したいと思ってございます。

○原座長代理 その他、委員の皆様、養父市含めてお気付きの点はござりますか。

光多理事長、よろしいですか。

○光多理事長 先ほど八代委員がおっしゃったところに尽きるのですが、非常に効果が大きいのは、例えばかなり過疎地のところに宿泊施設があるのです。これは少し現地を見ていただくと非常に分かると思うのですけれども、例えば、先ほど八代委員がおっしゃったように、そこと駅の間というだけの線に特化して開いていただいてもいいぐらい。そこをモデルケースとしてやっていただくと、大体、資格についてもある程度、答えは出るのかなという感じがいたします。

○原座長代理 あとは、よろしゅうございましょうか。

それでは、引き続き御検討をよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。